

部分公開決定通知書

大東福政第245号  
平成30年6月12日

大東市泉町二丁目7番18号  
光城敏雄様

大東市長 東坂浩一  
(公印省略)

平成30年6月1日付けで請求のあった情報の公開については、次のとおり公開することに決定したので、大東市情報公開条例第10条第3項の規定により、通知します。

請求書受付年月日	平成30年6月1日
公開の方法	写しの交付（電子メールでの送付）
情報の件名	北条コミュニティセンターの指定管理者の選定にかかわる書類一式（募集要項・提案書・審査会議事録・一次および二次審査採点表）
公開しないと決定した部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 様式3指定管理者申請者連絡先中の個人のメールアドレス、職名、氏名および電話番号</li> <li>② 様式7指定管理者事業計画書中の個人の顔が識別できる部分</li> <li>③ 就業規則</li> <li>④ 第一次審査結果と題する書面および大東市立北条コミュニティセンター指定管理者採点結果と題する書面中の選定団体以外の団体名</li> <li>⑤ 大東市立北条コミュニティセンター指定管理者採点結果と題する書面中の委員の氏名</li> </ul>
公開しない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>①および② 大東市情報公開条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、またはされ得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」と認められるため。</li> <li>③および④ 大東市情報公開条例第6条第1号に規定する「法人、団体または個人の事業者（以下「法人等」という。）に関する情報のうち、公開することにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由があるもの」と認められるため。</li> <li>⑤ 大東市情報公開条例第6条第4号イに規定する「市の行う事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、または当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報」と認められるため。</li> </ul>

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大東市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定のあったことを知った日（大東市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する大東市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大東市を被告として（大東市長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書に対する質問については、福祉政策課（072-870-0435）までお問い合わせください。